

特定事業所集中減算の留意事項

津市介護保険課

共通事項

1	「同一法人が開設する複数の事業所に紹介した場合」 法人単位でとらえます。 例えば、同一法人が運営するA事業所とB事業所があり、居宅介護支援事業所が通所介護を位置付けた件数（利用者）が50件として、A事業所に30件、B事業所に20件通所した場合は、100%になります。
2	「同一サービスで複数の事業所を利用する場合」 分子は、それぞれ1件、分母は1件。 例えば、通所介護を位置付けた件数（利用者）が100件として、内訳が、 ・A事業所のみを利用している件数が、 80件 ・B事業所のみを利用している件数が、 5件 ・AとBの両方を利用している件数が、 15件 の場合、A事業所は、$(80 + 15) \div 100 = 95\%$になります。
3	「80%超えの端数処理」 端数処理の必要はありません。 =80%であれば、80%を超えません。80.001%でも、80%を超えています。
4	「計画のみで実際の利用がなかった場合」 計算の対象外とし、分子、分母ともに計上しません。
5	「理由⑥による地域ケア会議等による計画にかかる割合算出方法」 (例1) 訪問サービス計画数：100件 紹介率最高法人訪問介護事業所に位置付けたサービス計画：81件 (うち5件が理由⑥該当) $(81 - 5) \div 95 = 80.0\%$ で判定対象でない。(市への提出不要) (例2) 訪問サービス計画数：100件 紹介率最高法人訪問介護事業所に位置付けたサービス計画：81件 (うち4件が理由⑥該当) $(81 - 4) \div 96 = 80.2\%$ で判定対象である。(市への提出必要)

理由①

1	「通常の事業の実施地域内のサービス事業所に、訪問看護等みなし指定のあるサービス事業所がある場合」 判定期間内において介護報酬を請求していないみなし指定のサービス事業所については、理由①の事業所数に含めないこととします。
---	--

理由⑤

1	利用者の確認書（様式3）の作成にあたっては、利用者の状態等に応じたサービス計画と紹介する事業所の特徴を充分利用者に説明したうえで、利用者の確認を得てください。 確認書（様式3）に記載する「2利用者がサービス事業所を選択する主な理由」は、サービスの質が高いことによる理由を記入してください。「介護支援専門員に勧められたから」（どういう理由で介護支援専門員が勧めたかが必要です。）「サービスの質が高いから」（理由を具体的に記載してください）といった記載では、正当な理由として認められません。なお、確認書（様式3）の1～6までは居宅介護支援事業所が記載してください。 確認書（様式3）は、市に提出せずに居宅介護支援事業所で保管してください。審査中に一部抽出して写しを市から求めることがあります。その際、すみやかに提出をいただけない場合は、正当な理由として認められない場合がありますので、保管整理等について遺漏のないようにお願いします。
2	「医療的ケアの必要な利用者で、既に主治医と利用者との間でサービス事業所の指定があった場合」 利用者としては、主治医と調整のうえサービス事業所を選択しているので、医療的連携が充分とれることにより質が高いサービスという観点から、確認書（様式3）を作成することにより、正当な理由とすることができます。

理由⑥

1	「理由⑥に該当した場合」 地域ケア会議等から意見や助言を受けたことによる計画であることを確認できる資料を市から求めることがあります。
---	--